

公益社団法人ふくい農林水産支援センター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人ふくい農林水産支援センター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を福井市に置く。

2 センターは、社員総会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 センターは、新規就農者への支援、農地中間管理事業、農林水産業に関する研修および教育等を行うことにより、農林水産業の担い手の確保および育成、農業経営基盤の強化の促進を図り、もって福井県の農林水産業の発展および環境の保全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農業の担い手の確保および育成に関する事業
- (2) 青年農業者等育成センターに関する事業
- (3) 農業の無料職業紹介に関する事業
- (4) 農地の中間管理に関する事業
- (5) 農業構造の改善に関する事業
- (6) 畜産振興および畜産施設の整備に関する事業
- (7) 農林水産業に係る研修および教育に関する事業
- (8) 農林水産業に係る総合相談に関する事業
- (9) 農林水産業の振興に係る啓発および情報発信に関する事業
- (10) 農林水産業に係る調査、設計、研修および教育等に関する受託事業
- (11) 森林、森林に係る施設および緑化施設等の維持管理に関する受託事業
- (12) 森林の整備に関する事業
- (13) その他センターの目的達成のために必要な事業

2 前項の事業は、福井県内において行うものとする。

第3章 社員

(センターの構成員)

第5条 センターの社員は、センターの事業に賛同する地方公共団体または法人であって、次条の規定によりセンターの社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第6条 センターの社員となろうとする者は、理事長が別に定める加入申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし、地方公共団体でない法人にあつては、加入申込書に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款または寄附行為
- (2) 役員名簿
- (3) 法人の登記事項証明書

- 2 理事長は、前項の承認があつたときは、その旨を申込者に書面により通知するものとする。
- 3 社員としての地位は、第7条の規定に基づく出資金の払込みを完了したときに生ずる。

(出資)

第7条 社員は、出資口数1口以上を有しなければならない。

- 2 出資1口の金額は、10,000円とし、全額を一時に払い込むものとする。
- 3 社員は、出資の払込みについて、相殺をもってセンターに対抗することができない。
- 4 合併により新たに設置された地方公共団体が、センターに加入する場合は、当該合併により廃止された全地方公共団体の出資金の合計額を、新たに設置された地方公共団体が出資したものとみなす。
- 5 合併により編入、廃止された地方公共団体の出資金は、当該地方公共団体を編入する地方公共団体の新たな出資金とみなす。

(出資金の不返還)

第8条 社員が既に納入した出資金は、返還しない。

(任意退会)

第9条 社員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 社員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。この場合において、その社員に対し、当該社員総会において決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款またはその他の規程に違反したとき。
- (2) センターの名譽を傷つけ、またはその目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第 11 条 社員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員が同意したとき。
- (2) 当該社員が解散したとき。

(届出)

第 12 条 社員は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、当該各号に定める事項を、理事長に届け出なければならない。

- (1) 社員が地方公共団体として廃止されたとき 廃止年月日
- (2) 社員が法人として解散したとき 解散年月日
- (3) 社員の名称、代表者の氏名、または主たる事務所の所在地に変更があったとき 当該変更の内容
- (4) 前号のほか、定款または寄附行為に変更があったとき 当該変更の内容

第 4 章 社員総会

(構成)

第 13 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第 14 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事および監事の選任または解任
- (3) 理事および監事の報酬等の額
- (4) 定款の変更
- (5) 解散および残余財産の処分
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第 15 条 社員総会は、通常社員総会として毎年 3 月および 6 月に開催する。

2 前項の 6 月に開催する社員総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という)上の定時社員総会とする。

3 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 社員総数の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員から理事長に対し、社員総会の目的および招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第3項第2号の規定に基づく請求があったときは、その請求があった日から1箇月以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、社員に対し、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、開会の1週間前までに通知しなければならない。ただし、社員総会に出席しない社員が書面によって、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、当該社員総会において出席した社員の中から選出する。

(定足数)

第18条 社員総会は、社員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決権)

第19条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の総議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 理事および監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) 基本財産の処分および担保供与
 - (6) 事業実施に必要な基金の処分および担保供与
 - (7) その他法令で定められた事項
- 3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

理事または監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面決議等)

第21条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面で、または当該社員が委任した代理人によって議決権を行使することができる。

2 前項の場合における第18条および第20条の規定の適用については、その社員は、出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長および出席した社員の中からその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印をしなければならない。

(決議の省略)

第23条 理事または社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき社員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第24条 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

第5章 役員

(役員の設定)

第25条 センターに次の役員を置く。

(1) 理事 8名以上14名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第26条 理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長および常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 理事および監事は、相互に兼ねることはできない。

4 各理事について、理事のいずれか1名とその配偶者または3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

6 理事および監事に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

7 選任された理事および監事については、福井県知事の認可を受けなければならない。

(理事の職務および権限)

第 27 条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長および常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第 28 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、センターの業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 29 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 6 月に開催する社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 6 月に開催する社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の終了する時までとする。

4 理事または監事は、第 25 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 30 条 理事および監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

2 理事および監事の解任については、福井県知事の認可を受けなければならない。

(報酬等)

第 31 条 理事および監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

(役員責任の軽減)

第 32 条 センターは、役員の方法第 111 条第 1 項の賠償責任について、同法第 114 条

第1項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 センターは、外部役員が法人法第111条第1項の賠償責任について、同法第115条第1項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第6章 理事会

(構成)

第33条 センターに理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) センターの業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長および常務理事の選定および解職

(理事会の種類および開催)

第35条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年3月および6月に開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から理事長に対して、理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 監事から招集の請求があったとき。
 - (4) 理事が法人法第93条第3項の規定により招集したとき。
 - (5) 監事が法人法第101条第3項の規定により招集したとき。

(招集)

第36条 理事会は、前条第3項第4号および第5号の規定により招集する場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第3項第2号および第3号に規定する場合は、請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする招集の通知を発しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、開会の7日前までに理事および監事に通知しなければならない。

(議長)

第 37 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、予め理事会の定めた順序により他の理事が議長に当たる。

(定足数)

第 38 条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第 39 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 9 6 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 40 条 理事または監事が理事および監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 2 7 条第 3 項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長（理事長が事故等により出席しなかった場合には理事）および監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 農地中間管理事業評価委員会

(構成)

第 42 条 センターに農地中間管理事業評価委員会（以下、「評価委員会」という）を置く。

2 評価委員会には、評価委員 5 名以内を置く。

3 評価委員は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、理事会の決議を経て、福井県知事の認可を受け、理事長が任命する。

(職務および権限)

第 43 条 評価委員会は、第 4 条第 4 号に定める事業について、実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を理事長に述べるものとする。

2 評価委員会は、理事長に対し、前項の職務を遂行するために必要な報告、資料等を求めることができる。

(運営等)

第44条 評価委員会の運営等に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 資産および会計

(基本財産)

第45条 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (2) 社員総会において基本財産に繰り入れることを決議した財産

(資金の借入および寄付による取得)

第46条 センターは、事業を行うために必要な資金の借入をすることができる。

2 センターは、現金または現物で寄附を受けることができる。

(長期借入金)

第47条 センターが資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会の決議を得なければならない。

(義務の負担および権利の放棄)

第48条 予算で定めるものを除き、センターが新たに義務を負担し、または権利を放棄しようとするときは、社員総会において社員総数の4分の3以上の決議を得なければならない。

(会計年度)

第49条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第50条 センターの事業計画書、収支予算書、資金調達および設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の事業計画書および収支予算書のうち、第4条第4号に定める事業に関する事項については、福井県知事の認可を受けなければならない。

(事業報告および決算)

第51条 センターの事業報告および決算については、事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号および第6号の書類については、通常社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般等の閲覧に供するものとするとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事および監事の名前
 - (3) 理事および監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織および事業活動の状況の概要およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第52条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更および解散

（定款の変更）

第53条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第54条 センターは、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第55条 センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合または合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第56条 センターが清算する場合において有する時残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 センターの公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 事務局

(設置等)

第58条 センターの事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。
- 3 事務局長および職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。ただし、軽微な事項については、理事長が別に定めるものとする。

第12章 補則

(委任)

第59条 この定款に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、社員総会の決議を経て、理事長が別に定める。ただし、軽微な事項については、理事長が別に定めるものとする。

附則

- 1 この定款は、法人法および公益社団法人及び公益財団法人に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。
- 2 センターの最初の理事長は、伊藤敏幸とする。
- 3 センターの最初の会計監査人は、新日本有限責任監査法人とする。
- 4 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第48条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附則

- 1 変更後の定款は、平成26年4月1日から施行する。